



発行 新潟県
第 36 号
 令和5年5月12日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 538 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 539 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 540 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 541 土地改良区連合役員の就任届（農地計画課）
- 542 土地改良区連合役員の就任届（農地計画課）
- 543 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 544 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 545 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 546 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 547 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 548 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 549 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 550 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 551 公共測量の終了通知（監理課）
- 552 公共測量の終了通知（監理課）
- 553 公共測量の終了通知（監理課）
- 554 公共測量の終了通知（監理課）
- 555 公共測量の終了通知（監理課）
- 556 公共測量の終了通知（監理課）
- 557 公共測量の終了通知（監理課）
- 558 公共測量の終了通知（監理課）
- 559 公共測量の実施通知（監理課）
- 560 港湾施設の廃止（港湾整備課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 一般競争入札の実施（税務課）
- 特定調達契約の落札者等（税務課）
- 県央基幹病院移転支援業務公募型プロポーザルの実施（地域医療政策課）

正 誤

- 令和5年4月18日付け県報第30号新潟県選挙管理委員会告示第58号中（選挙管理委員会）
- 令和5年4月18日付け県報第30号新潟県選挙管理委員会告示第59号中（選挙管理委員会）
- 令和5年4月18日付け県報第30号新潟県選挙管理委員会告示第60号中（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第538号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和5管

理年度における知事管理漁獲可能量(令和5年3月新潟県告示第370号)の一部を令和5年4月28日に次のように変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
1	くろまぐろ(小型魚)	1	くろまぐろ(小型魚)
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業 84.656トン		新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業 63.756トン
2	くろまぐろ(大型魚)	2	くろまぐろ(大型魚)
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業 109.928トン		新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業 96.228トン
3~4	(略)	3~4	(略)

◎新潟県告示第539号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、岩船郡関川村の関川村土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和5年5月12日

新潟県村上地域振興局長

1 就 任

理事 住所 岩船郡関川村大字朴坂106番地 氏名 佐藤 邦雄
就任年月日 令和5年4月1日

2 退 任

理事 住所 岩船郡関川村大字高田621番地 氏名 須貝 清
退任年月日 令和5年3月31日

◎新潟県告示第540号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区の定款の変更を令和5年4月27日認可した。

令和5年5月12日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第541号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第17項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年5月12日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

監 事 新潟市南区中塩俵50番地 田邊 丈文
就任年月日 令和5年4月1日

◎新潟県告示第542号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第17項の規定により、新潟市の阿賀野川左岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年5月12日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 新潟市秋葉区満願寺5280番地 鈴木 恵一
就任年月日 令和5年3月31日

◎新潟県告示第543号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営下池部地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年5月15日から令和5年6月9日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第544号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営青野地区農用地保全施設整備(防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年5月15日から令和5年6月9日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第545号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
魚沼栗山地区	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業	魚沼市	令和5年1月30日

◎新潟県告示第546号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
桐ノ木谷池地区	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業	柏崎市	令和3年12月24日

◎新潟県告示第547号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
駒越池地区	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業	柏崎市	令和5年1月31日

◎新潟県告示第548号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
小田ノ入池地区	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業	柏崎市	令和5年3月28日

◎新潟県告示第549号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

が完了した。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
飯室	農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業	上越市	令和4年12月1日

◎新潟県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
矢田地区	農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業	柏崎市	令和4年10月6日

◎新潟県告示第551号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影及びデジタルオルソ作成）
- 2 作業期間 令和4年4月22日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 南魚沼市地内

◎新潟県告示第552号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、糸魚川市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影及びデジタルオルソ作成）
- 2 作業期間 令和4年10月5日から令和5年3月20日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市内

◎新潟県告示第553号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（水準測量2級）
- 2 作業期間 令和4年7月20日から令和5年2月23日まで
- 3 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）及び周辺、新潟空港等

◎新潟県告示第554号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、農林水産省北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査)
 - 2 作業期間 令和4年7月1日から令和4年8月24日まで
 - 3 作業地域 新潟市内
-

◎新潟県告示第555号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査 精密水準測量)
 - 2 作業期間 令和4年8月19日から令和5年3月10日まで
 - 3 作業地域 新潟県新発田市内一円
-

◎新潟県告示第556号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業別所地区確定測量)
 - 2 作業期間 令和4年7月19日から令和5年3月10日まで
 - 3 作業地域 新潟県五泉市別所地内
-

◎新潟県告示第557号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
 - 2 作業期間 令和4年9月26日から令和5年4月10日まで
 - 3 作業地域 新潟県佐渡市達者地内
-

◎新潟県告示第558号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、湯沢町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
 - 2 作業期間 令和4年5月16日から令和5年3月31日まで
 - 3 作業地域 新潟県湯沢町
-

◎新潟県告示第559号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量 標高データ(地図情報レベル1000、1mメッシュ)
 - 2 作業期間 令和5年4月13日から令和5年8月31日まで
 - 3 作業地域 関川・保倉川流域(新潟県上越市、妙高市)
-

◎新潟県告示第560号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の次の港湾施設を廃止する。

令和5年5月12日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
荷さばき施設	新潟東港区青果物燻蒸上屋	新潟市北区横土居	面積139平方メートル

公 告

予算の公表について（公告）

令和5年3月31日専決処分をした令和4年度新潟県一般会計補正予算及び災害救助事業特別会計補正予算並びに令和5年4月27日専決処分をした令和5年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角 英世

令和4年度新潟県一般会計補正予算

令和4年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,303,152千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,404,434,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
第1款 県税		282,280,000	1,828,000	284,108,000
	第1項 県民税	65,225,000	△ 152,000	65,073,000
	第2項 事業税	70,252,000	△ 1,160,000	69,092,000
	第3項 地方消費税	80,087,000	2,934,000	83,021,000
	第4項 不動産取得税	4,180,000	361,000	4,541,000
	第5項 県たばこ税	2,440,000	47,000	2,487,000
	第6項 ゴルフ場利用税	484,000	1,000	485,000
	第7項 軽油引取税	22,096,000	△ 230,000	21,866,000
	第8項 自動車税	32,604,000	8,000	32,612,000
	第10項 狩猟税	10,000	1,000	11,000
	第13項 旧法による税	15,000	18,000	33,000
第2款 地方消費税清算金		112,235,000	△ 1,000	112,234,000
	第1項 地方消費税清算金	112,235,000	△ 1,000	112,234,000

第3款 地方譲与税									
第1項 特別法人事業譲与税	45,743,207	△	181,204	45,562,003					
第2項 地方揮発油譲与税	41,365,782	△	18,246	41,347,536					
第3項 石油ガス譲与税	3,806,303	△	176,312	3,629,991					
第4項 自動車重量譲与税	14,146		833	141,979					
第5項 森林環境譲与税	325,728		11,088	336,816					
第6項 航空機燃料譲与税	102,873		617	103,490					
	1,375		816	2,191					
第5款 地方交付税	261,347,577		1,451,228	262,798,805					
第1項 地方交付税	261,347,577		1,451,228	262,798,805					
第6款 交通安全対策特別交付金	375,414	△	3,717	371,697					
第1項 交通安全対策特別交付金	375,414	△	3,717	371,697					
第7款 分担金及び負担金	6,029,186		14,596	6,043,782					
第1項 分担金	1,873,842	△	504	1,873,338					
第2項 負担金	4,155,344		15,100	4,170,444					
第8款 使用料及び手数料	14,218,902	△	22,006	14,196,896					
第1項 使用料	10,652,909	△	22,302	10,630,607					

第9款 国庫支出金	第2項 手数料	3,565,993	296	3,566,289
	第1項 国庫負担金	249,787,696	△ 16,270,603	233,517,093
	第2項 国庫補助金	28,613,087	△ 27,007	28,586,080
		218,571,146	△ 16,243,586	202,327,550
第10款 財産収入		2,271,776	83,543	2,355,319
	第1項 財産運用収入	955,437	△ 24,164	931,273
	第2項 財産売却収入	1,316,339	107,707	1,424,046
第11款 寄附金		2,112,205	△ 12,588	2,099,617
	第1項 寄附金	2,112,205	△ 12,588	2,099,617
第12款 繰入金		24,900,168	△ 42,631	24,857,537
	第1項 特別会計繰入金	3,797,048	2,734	3,799,782
	第2項 基金繰入金	21,103,120	△ 45,365	21,057,755
第13款 諸収入		145,214,851	△ 2,200,770	143,014,081
	第1項 延滞金加算金及び過料等	175,652	13,000	188,652
	第3項 公営企業貸付金収入	14,460,573	△ 2,100,000	12,360,573
	第4項 貸付金収入	112,196,643	△ 114	112,196,529

	第5項 受託事業収入	10,117,748	△	13,466	10,104,282
	第6項 収益事業収入	2,360,289	△	51,918	2,308,371
	第8項 雑入	5,896,085	△	48,272	5,847,813
第14款 県債		270,527,000	△	8,946,000	261,581,000
	第1項 県債	270,527,000	△	8,946,000	261,581,000
歳入	合計	1,428,738,046	△	24,303,152	1,404,434,894

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款	出		千円	千円	千円
第2款	総務費		44,982,568	757,869	45,740,437
		第1項 政策費	5,608,045	△ 110,164	5,497,881
		第2項 総務管理費	27,954,609	869,103	28,823,712
		第4項 徴税費	7,245,117	△ 1,433	7,243,684
		第5項 市町村振興費	1,008,912	763	1,009,675
		第7項 人事委員会費	141,440	△ 400	141,040
第3款	環境費		6,479,818	△ 150,475	6,329,343
		第1項 環境政策費	421,523	△ 2,050	419,473
		第2項 環境対策費	904,254	△ 4,365	899,889
		第4項 防災費	4,247,603	△ 144,060	4,103,543
第4款	福祉保健費		231,748,165	△ 4,773,580	226,974,585
		第1項 福祉保健費	27,946,775	△ 295,644	27,651,131
		第3項 地域医療政策費	9,594,041	△ 44,985	9,549,056
		第4項 医師・看護職員確保対策費	2,520,243	△ 19,457	2,500,786

	第5項 高齢福祉保健費	43,975,614	△	23,055	43,952,559
	第6項 健康対策費	7,674,305	△	2,691,452	4,982,853
	第7項 生活衛生費	5,233,793	△	30,311	5,203,482
	第8項 障害福祉費	23,382,138	△	248,414	23,133,724
	第9項 子ども家庭費	23,321,997	△	37,099	23,284,898
	第10項 感染症対策費	42,942,808	△	1,383,163	41,559,645
第5款 労働費		2,470,746	△	13,592	2,457,154
	第2項 しごと定住促進費	540,523	△	13,592	526,931
第6款 産業費		152,766,381	△	204,182	152,562,199
	第1項 産業政策費	4,451,652	△	32,281	4,419,371
	第2項 地域産業振興費	119,930,268		111,692	120,041,960
	第3項 創業・イノベーション推進費	1,940,502	△	35,146	1,905,356
	第4項 産業立地費	13,958,449	△	116,694	13,841,755
	第5項 観光費	6,754,734	△	46,503	6,708,231
	第6項 国際観光費	802,578	△	46,037	756,541
	第7項 文化費	2,941,900	△	21,719	2,920,181
	第8項 スポーツ費	1,976,298	△	17,494	1,958,804

<p>第7款 農林水産業費</p>	<p>第1項 農業総務費 第2項 地域農政推進費 第3項 農産園芸費 第5項 食品・流通費 第6項 畜産業費 第7項 水産業費 第8項 林業費 第9項 農地管理費</p>	<p>87,156,138 3,266,928 6,651,084 2,867,198 1,737,475 3,413,163 3,158,474 12,544,984 5,758,698</p>	<p>△ △ △ △ △ △ △ △ △</p>	<p>1,552,510 15,601 575,008 23,346 16,339 850,266 7,522 13,113 82,517</p>	<p>85,603,628 3,282,529 6,076,076 2,843,852 1,721,136 2,562,897 3,150,952 12,531,871 5,676,181</p>
<p>第8款 土木費</p>	<p>第1項 土木管理費 第2項 道路橋りょう費 第3項 河川海岸費 第4項 砂防費 第5項 都市計画費 第6項 建築費 第7項 交通政策費</p>	<p>171,533,749 11,027,410 73,278,559 35,708,779 14,505,849 7,458,346 14,312,228 4,105,112</p>	<p>△ △ △ △ △ △ △ △</p>	<p>1,385,323 1,620 1,043,575 59,926 165,085 3,935 13,032 28,808</p>	<p>170,148,426 11,025,790 72,234,984 35,648,853 14,340,764 7,454,411 14,299,196 4,076,304</p>

	第 8 項 港湾振興費	435,470	△	4,300	431,170
	第 9 項 港湾費	7,629,847	△	20,600	7,609,247
	第 10 項 空港費	3,072,149	△	44,442	3,027,707
第 9 款 警察費	第 1 項 警察管理費	51,590,446	△	86,555	51,503,891
		47,523,689	△	86,555	47,437,134
第 10 款 教育費		163,828,539	△	574,772	163,253,767
	第 1 項 教育総務費	7,663,406	△	30,102	7,633,304
	第 2 項 小中学校費	80,749,591	△	269,492	80,480,099
	第 3 項 高等学校費	44,148,830	△	94,232	44,054,598
	第 4 項 特別支援学校費	18,277,352	△	151,724	18,125,628
	第 8 項 私学教育振興費	10,391,170	△	29,222	10,361,948
第 11 款 災害復旧費		29,180,789	△	14,103,761	15,077,028
	第 1 項 農林水産施設災害復旧費	7,367,022	△	3,977,096	3,389,926
	第 2 項 土木施設災害復旧費	21,253,706	△	9,676,338	11,577,368
	第 3 項 社会福祉施設災害復旧費	447,307	△	434,508	12,799
	第 4 項 警察施設等災害復旧費	20,231	△	11,909	8,322
	第 5 項 教育施設災害復旧費	42,634	△	3,910	38,724

第12款 県債費		314,711,963	199,106	314,911,069
第1項 県債費		314,711,963	199,106	314,911,069
第13款 諸支出金		170,735,300	2,195,377	168,539,923
第1項 公営企業貸付金		14,460,573	2,100,000	12,360,573
第2項 雑支出		7,920,300	85,443	7,834,857
第3項 地方消費税清算金		77,682,597	34	77,682,563
第4項 利子割交付金		93,259	552	92,707
第5項 配当割交付金		1,341,252	843	1,340,409
第6項 株式等譲渡所得割交付金		933,768	90	933,678
第9項 地方消費税交付金		56,829,938	28	56,829,910
第10項 ゴルフ場利用税交付金		340,055	1,527	338,528
第12項 軽油引取税交付金		5,075,835	6,831	5,069,004
第14項 旧法による自動車取得税交付金		6,424	29	6,395
第14款 予備費		300,000	220,000	80,000
第1項 予備費		300,000	220,000	80,000
歳 出	計	1,428,738,046	24,303,152	1,404,434,894

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額	償還の方法
道路	事業費	15,576,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	15,575,000				
河川	事業費	16,677,000					16,480,000				
海岸	事業費	639,000					834,000				
砂防	事業費	6,977,000					6,909,000				
公園	事業費	1,116,000					1,114,000				
公営住宅建設	事業費	352,000					351,000			補正前に同じ	
港湾	事業費	3,744,000					3,722,000				
水産	事業費	50,000					49,000				
漁港	事業費	598,000					602,000				
林道	事業費	543,000					538,000				
治山	事業費	3,024,000					3,025,000				

農地事業費	11,392,000	11,364,000
災害復旧事業費	10,653,000	6,222,000
学校教育施設等整備事業費	2,156,000	2,151,000
社会福祉施設整備事業費	234,000	200,000
地域活性化事業費	1,300,000	1,401,000
防災対策事業費	12,224,000	12,386,000
地方道路等整備事業費	9,107,000	8,771,000
合併特例事業費	1,470,000	1,465,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	563,000	566,000
河川等整備事業費	84,000	91,000
臨時高等学校改築等事業費	89,000	87,000
警察施設整備事業費	308,000	296,000
交通安全施設整備事業費	458,000	421,000
本庁舎改修事業費	326,000	320,000

地域機関改修事業費	455,000				251,000		
医療体制整備事業費	110,000				89,000		
県政記念館改修事業費	7,000				6,000		
行政改革推進債	3,900,000				1,800,000		
退職手当債	1,900,000				0		
合 計	270,527,000				261,581,000		

令和4年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ309,888千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,878,449千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		2,188,337 千円	309,888 千円	1,878,449 千円
	第1項 国庫支出金	457,359	106,819	350,540
	第3項 繰入金	1,612,171	206,369	1,405,802
	第6項 分担金及び負担金	14,534	2,200	16,734
	第7項 寄附金	2,700	1,100	3,800
歳 入	合 計	2,188,337	309,888	1,878,449

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		2,188,337 千円	△ 309,888 千円	1,878,449 千円
	第1項 災害救助費	1,559,180	△ 240,558	1,318,622
	第2項 基金積立金	458,507	△ 72,064	386,443
	第4項 繰出金	117,611	2,734	120,345
歳	出	合計	△ 309,888	1,878,449

令和5年度新潟県一般会計補正予算

令和5年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,342,893,210千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第9款 国庫支出金		144,142,784 千円	33,210 千円	144,175,994 千円
	第2項 国庫補助金	114,416,597	33,210	114,449,807
歳 入	合 計	1,342,860,000	33,210	1,342,893,210

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第4款 福祉保健費		194,550,524 千円	33,210 千円	194,583,734 千円
	第9項 子ども家庭費	24,416,141	33,210	24,449,351
歳出	合計	1,342,860,000	33,210	1,342,893,210

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子申告審査システム等ASPサービス提供業務委託について、以下のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

電子申告審査システム等ASPサービス提供業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和10年12月31日

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和5年5月12日（金）から令和5年5月26日（金）まで、新潟県総務部税務課ホームページでダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/zeimu/densan-230512-asp.html>

(2) 問合わせ等

入札説明書による。

3 本入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和5年7月4日（火） 午前10時

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁16階入札室

4 本入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加することができる者は、一の個人若しくは法人であつて、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれの規定にも該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和5年5月12日現在において民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者

イ 令和5年5月12日現在において会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされている者

(3) 地方税共同機構により、認定委託先事業者として認定を受けている者であること。

(4) 本件入札に係る入札説明書（仕様書を含む。）の交付を受けている者であること。

(5) 次の5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(6) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和5年5月12日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、以下に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、以下に定めるところに従わなかった者及び上記4に定める資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和5年5月12日(金)から令和5年6月9日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法

本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。
郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号:950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県総務部税務課県税集中管理室電算管理係

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和5年6月23日(金)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 本入札の手続

(1) 入札方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封の上、上記1(1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り。)を持参し、提出すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、上記5(1)ウに定める場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に上記1(1)に定める調達案件名及び上記3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって上記3(1)に定める入札執行日前日の午後5時までに到着するように郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者決定にあたっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(上記1に掲げる委託業務の委託料の総額に係るものをいう。以下同じ。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定

本入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 無効入札

以下に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、自己の見積もった契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約書及び契約条項

「電子申告審査システム等ASPサービス提供業務委託契約書（案）」のとおりとする。

なお、契約内容については、落札者決定後に内容を踏まえて協議の上、変更する場合がある。

12 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製を作成することがある。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、解除することがある。

ウ 本入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

13 Summary

(1) Name of Item and Quantity to be Procured:

ASP services for eLTAX (electronic filing system for local taxes)

(2) Time and Place of bidding:

10 : 00a.m. July 4, 2023

Niigata Prefectural administration Building Bidding Room

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

(3) For more information, contact:

Prefectural Tax Administration Integration Office

Tax Administration Division

Department of General Affairs

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, 950-8570, Japan

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月12日

新潟県知事 花角英世

1 調達件名及び数量

新潟県税務総合オンラインシステム帳票印字関連業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県総務部税務課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

令和5年4月11日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社BSNアイネット

新潟県新潟市中央区米山2丁目5番地1

- 5 落札価格
219,780,000円
- 6 契約方式
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年2月21日
- 8 落札方式
最低価格

県央基幹病院移転支援業務公募型プロポーザルの実施について(公告)

県央基幹病院移転支援業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和5年5月12日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

1 業務の概要

県央基幹病院移転支援業務(以下「本件業務」という。)

2 プロポーザルの内容

県央基幹病院移転支援業務公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施内容等については、県央基幹病院移転支援業務公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)に定めるところによる。

3 本プロポーザルに関する質疑応答

(1) 期間

令和5年5月12日(金)から令和5年5月22日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 方法

プロポーザル実施要領に定めるところによる。

(3) 連絡先

新潟県福祉保健部地域医療政策課

郵便番号950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1(行政庁舎12階)

電話番号025-280-5632

電子メールngt040320@pref.niigata.lg.jp

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和5年5月29日(月)までに書面で通知する。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和5年5月12日(金)以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者

イ 令和5年5月12日(金)以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者

(3) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がないこと。

(5) プロポーザル実施要領に定める要件を満たす者であること。

(6) 一般病床の許可病床が300床以上の病院の移転支援業務を平成25年4月1日以降に受託し履行した実績があること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和5年5月26日(金)正午まで

(3) 提出場所 上記3(3)に定める連絡先に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送及び電子メールによる。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「県央基幹病院移転支援業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限る。)とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和5年6月23日(金)正午まで

(3) 提出場所 上記3(3)に定める連絡先に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送及び電子メールによる。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「県央基幹病院移転支援業務提案書等在中」と朱書きしたものに限る。)とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

7 審査等

(1) 提出された書類は、県央基幹病院移転支援業務事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)が審査を行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 提案書類に虚偽を記載して提出した者

ウ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者

エ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者

オ 事業者選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(3) 提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 本プロポーザルの実施に係る公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者

(4) プレゼンテーションの実施

提案書(自由様式)について、プレゼンテーションを実施する。ただし、事業者選定委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。なお、第一次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

事業者選定委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者(以下「最優秀提案者」という。)と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

なお、審査における評価基準については、プロポーザル実施要領を参照のこと。

8 契約の締結

(1) 契約の締結の交渉

ア 審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務について契約締結の交渉を行う。

イ 最優秀提案者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀提案者が、上記4の各号のいずれかを満たさなくなった場合は、次点の者と契約交渉を行う。

ウ 契約締結の交渉にあたっては、必要な書類の追加提出を求めることがある。

(2) 履行期限

契約締結の日から令和6年3月31日(日)まで

(3) 契約書の作成 要

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。
- (4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類は、返還しない。
- (6) 参加資格要件確認書類、提案書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。
- (7) 本業務の実施にあたり、提案書類に記載された総括責任者、主任担当者は、特別な理由があると認められた場合を除き変更することができない。
- (8) 総括責任者、主任担当者は特別な理由があると認められた場合を除き、本業務の開始日から本業務に従事すること。

10 Summary

- (1) Subject matter of proposal
Moving Support for Saiseikai Niigata Kenoh Kikan Hospital [1]set
- (2) Deadline for Application
12:00P.M. May 26 , 2023
- (3) Deadline for Proposal Submission
12:00P.M. June 23 , 2023
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Regional Health Policy Division
Department of Health and Social Welfare
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5632
E-mail : ngt040320@pref.niigata.lg.jp

正 誤

令和5年4月18日付け新潟県選挙管理委員会告示第58号（政治団体の収支報告書の訂正報告）中

ページ	行	誤	正
25	29	79,213,447	81,213,447
25	30	22,563,760	24,563,760

令和5年4月18日付け新潟県選挙管理委員会告示第59号（政治団体の収支報告書の訂正報告）中

ページ	行	誤	正
26	7	57,815,572	59,815,572
26	8	34,258,829	36,258,829

令和5年4月18日付け新潟県選挙管理委員会告示第60号（政治団体の収支報告書の訂正報告）中

ページ	行	誤	正
26	36	44,500,056	46,500,056
26	37	36,353,280	38,353,280